

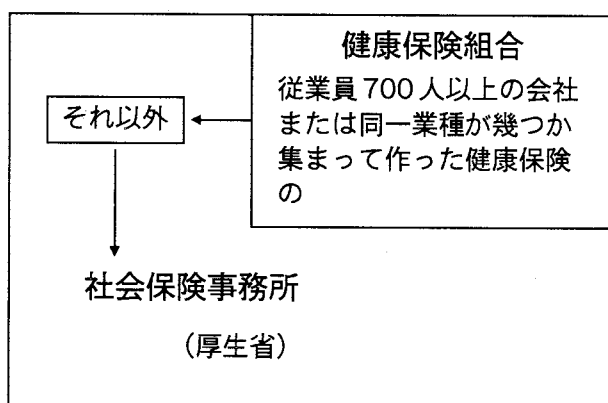
第3章 社会保険

1. 健康保険

(1) 健康保険

健康保険は、工場、商店、銀行法人の事務所などで働く人を対象にした社会保険で、業務外の病気や怪我、死亡や出産をしたとき、およびその扶養家族が同様の状態のときに保険の給付をして、働く人の生活を護ることを目的とした制度です。

健康保険にも社会保険事務所で取り扱っているものと健康保険組合で取り扱っているものとがあります。



健康保険事務の取扱い

(2) 保険の加入と脱退

a. 強制加入

健康保険はだれでも自由に加入と脱退ができるわけではありません。一定の条件にあてはまれば必ず加入しなければなりませんし、退職や死亡したときには必ずその翌日に脱退しなければなりません。

一定の条件とは次のとおりです。

- ① 健康保険に加入している事業所で働くようになった日
- ② 働いている事業所が健康保険に加入したとき
- ①、②に該当する人でも、

すでに扶養者になっている人は加入しないこともできます。

b. 任意加入

健康保険では強制加入の事業所以外でも、そこに働く人の半数以上が加入を希望すれば、雇い主の申請により、加入を希望しない人も含めて健康保険に加入させることができることになっています。

また、全加入者の4分の3以上の同意と雇い主の申請により、いつでも自由に脱退することができます。

また、2か月以上健康保険に加入していた人で資格がなくなった人が加入の継続

健康保険以外の医療保険

※国民健康保険

市町村役所で扱っているもので、健康保険に加入していない人を対象としている医療制度

※船員保険

汽船、漁船、機帆船などの乗務員を対象の制度

※国家公務員等共済組合

国家公務員等を対象とした制度

※地方公務員共済組合

地方公務員を対象とした制度

※私立学校職員共済組合

私立学校の教員と職員を対象とした制度

健康保険組合は、自分の職場に関する事務だけを取り扱います

常時従業員を5人以上使用している一定の業種（工場・商店・銀行などの事務所あるいは法人の事務所あるいは法人の事務所）は社会保険事務所となっています。法人の代表者も加入することになっています

を希望するときは、20日以内に申請することにより、その後原則として2年間を限度に加入することができます。これを任意継続被保険者といいます。このことについては、4の被保険者のところで説明します。

(3) 保険者

保険者とは健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりして、健康保険事業を経営するものです。

保険者には前ページで説明しましたように政府（厚生省）と健康保険組合があります。

a. 政府管掌健康保険

政府は健康保険組合の組合員以外のすべての健康保険を扱っています。政府の窓口は各地区にある社会保険事務所です。

b. 組管掌健康保険組合

健康保険組合は国の事業を代行するものとして、公益法人の性格が与えられています。

設立にあたって常時300人以上の被保険者を使用する事業所であれば設立できると健康保険上ではなっていますが、今日では実際の取扱いとしては、単一組合では700人以上、総合組合にあっては3,000人以上が必要とされています。

(4) 被保険者

被保険者とは、健康保険に加入した人のことをいいます。

被保険者とならない者（適用除外者）

- a. 日々入られる人で、1か月を超えない人
- b. 2か月以内の期間を定めて臨時的に使用される人で、その期間を超えない人
- c. 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される人
- d. 臨時的な事業の事業所に6か月以内の期間を定めて使用される人
- e. 事業所の所在地の一定しない事業に使用される人
- f. 船員保険、国民健康保険、国、地方公共団体の共済組合の組合員

任意継続被保険者

被保険者が退職したときでも、次の条件をみたす場合は継続して被保険者となることができますので、病気治療中で退職する人たちに特にアドバイスが必要でしょう。

- ① 強制適用被保険者、又は任意包括被保険者がその資格を喪失したこと
- ② 資格喪失の日の前日まで継続した2か月以上の被保険者としての期間を有すること
- ③ 資格喪失の日から20日以内に申請すること
- ④ 保険料は全額自己負担であること
- ⑤ 被保険者期間が2～5年に限られること
- ⑥ 保険料をその月の10日までに納入しなければ資格を失うこと

a.～e.までの人は健康保険の日雇特別被保険者となる家庭の主婦や学生アルバイトなどは適用除外の承認を受ければこれにならないことができる

(5) 被扶養者

健康保険では被保険者ばかりでなくその扶養家族の病気や怪我、出産や死亡などについても保険給付がされることになっています。

この扶養家族を健康保険では被扶養者といいます。

※被扶養者の範囲

主として被保険者によって生計を維持している。

父母・祖父母・曾祖父母・配偶者（内縁を含む）・子孫・弟妹

主として被保険者によって生計を維持され、被保険者と同一世帯にいる次の者

- a. 被保険者の兄・姉・甥・姪・叔父・叔母・伯父・叔母曾孫ならびにそれらの配偶者
- b. 配偶者の父母・祖父母・其祖父母・孫・曾孫・甥姪・叔父・叔母・伯父・伯母・兄弟姉妹（配偶者の連れ子も含む）
- c. 内縁の配偶者の父母と子

※被扶養者の条件

上記の範囲のなかに入り、かつ収入によって、次のような制限があります。

年収110万円未満（60歳以上および一定の身体障害者は160万円未満）であり、被保険者の年収の2分の1未満であること。

なお、別居のさいには上記の条件であって仕送り額より少ないこと。

(6) 保険料

健康保険の財政は、被保険者や雇い主が負担する掛金（保険料）と国からの補助金でまかなわれています。

保険料は暦の月（12月）を単位に計算します。

加入した月は加入期間が1日でも1月分の保険料を計算しますが脱退した月は31日の内30日加入していても保険料は取りません。

保険料は所得に応じて毎月の給料から控除することになります。

雇い主負担分と合わせて当月の末日までに毎月分の保険料を納めます。

(7) 標準報酬

健康保険料を計算するために被保険者の実際の賃金や給料をその額によって等級別に定めた仮の報酬を標準報酬といいます。

これによって、所得が何円から何円までの人は何円の保険料と計算されます。

この標準報酬は、健康保険・厚生年金保険のいろいろな給付の額を計算するときにも使われます。例えば、健康保険の傷病手当金・分娩費・出産手当金・埋葬料・厚生年金保険の老齢年金・傷害保険遺族年金などの支払額は、みな標準報酬月額をもとに計算されます。

夫婦共同扶養

夫婦で共働きをしている場合はその子、親などと年間収入の多い方の被保険者とすることを原則とします。

年間収入が同程度である場合（差が1割程度の場合）は、被の地位の安定を図る必要があるため届け出によって、主として生計を維持者の被扶養とします。

健康保険では給料や賃金を報酬といいます。残業手当が月によって違ったりすると給与の額も違ってくるため、標準になる月額を決めているのです。

(8) 報酬の範囲

標準報酬を定める基礎となる賃金や給料は、基本給はもちろん、金銭でも現物でも支給されるもののすべてを含みます。

(事例)

1 報酬に含まれるもの

基本給・勤務地手当・家族手当・能率給・役付手当・通勤手当
(1月以上の定期的場合は月割に換算)・残業手当・住宅手当等

2 報酬に含まれないもの

3か月を超えるごとに受けるもの

→賞与・期末手当・決算手当・勤勉手当

臨時に受けるもの

→事業主との雇用関係に基づいて、社会通念上、祝い金と認められる程度のもの
(大入り袋など)

社宅や給食の給与を受けている場合は知事や健康保険組合が定めた額に換算した額を加えます。

(9) 標準報酬の決定と改定の時期

標準報酬を定めたり、改めるのは、つぎのような時です。

a. 加入のとき(資格取得時決定)

新入社員がいれば、健康保険に加入して、被保険者資格取得届を提出します。
同時に報酬月額も届けます。

これを標準報酬月額の資格取得時決定といいます。

b. 定時決定

各人の所得は毎年変わっていきます。そこで標準報酬月額の等級を決め直す必要性がでてきます。

6月30日までに資格を取得した人で、8月1日現在の被保険者全員に対して見直します。

定時決定の方法

5月・6月・7月の実際給料を平均したものが新しい月額です。支払い基礎日数が20日未満の場合は除き、平均します。例えば、20日以上が2か月しかないときは2か月の給料をたして2で割ります。

健康保険の事務としてこの定時決定は大切なので、次に4人の例の場合どのように決定されるかを説明します。

被保険者資格取得届

5月分でも実際に6月に支払ったら6月分とします。

① A の場合

5月 は 31 日間 200,000 円

6月 は 30 日間 205,000 円

7月 は 31 日間 230,000 円

計 635,000 円 ÷ 3 = 211,666 円



この金額で月額表を調べる。



標準報酬月額

220,000 円

日数は支払いの基礎と
なったものです。

健保険 20 級、厚年 17 級

② B さんの場合

(6月 19 日から 6月 30 日まで病気のため欠勤)

5月 は 31 日間 200,000 円

6月 は 30 日間 205,000 円

7月 は 18 日間 (165,000 円) 20 日未満のため除外

計 405,000 円 ÷ 2 = 202,500 円



この金額で月額表を調べる。



標準報酬月額

200,000 円

健保 19 級、厚年 16 級

③ C さんの場合

(4月 1 日から 6月 20 日まで交通事故のため欠勤)

5月 は 0 日間

6月 は 0 日間

7月 は 10 日間 100,000 円

20 日間以上の月がないときは届の中の備考欄にそれぞれ必要な
こと記入しておけば、社会保険事務所が決め、月額を記載した
決定通知書がもどってきます。

この場合はほとんどが
従前の月額になります。

④ Dさんの場合

(4月に1万円昇給し、その差額を5月分に加算して支給された)

5月は31日間 170,000円

6月は30日間 160,000円

7月は31日間 160,000円

計 490,000円 - 10,000 = 480,000

480,000 ÷ 3 = 160,000円



この金額で月額表を調べる。



標準報酬月額

160,000円

昇給差額がある場合は
修正します

健保15級 厚年12級

前例のCさんのように普通の方法で計算できないときは、届けの中の備考欄にその旨を記入しておけば、社会保険事務所が算定した月額を記載した決定通知書がもどってきます。

このように決定された標準報酬月額は、原則としてその年の10月分から翌年の9月分まで、又は次に説明する随時決定の行われるまで変わりません。

実際の保険料の徴収は
11月支払給料からです

c. 随時決定

大幅な昇給などによって、決定されている標準報酬月額と、実際に受け取る報酬が著しくかけはなれている場合は標準報酬月額を改定しなければなりません。

このことを随時決定といいます。

随時改定の条件

- ① 固定的賃金に増減があった場合
- ② 3か月の報酬の平均額が現在の標準報酬月額の等級と2等級以上の差がある場合
- ③ 固定的賃金に増減があった月も含めて以後3か月間に支払った各月とも支払い基礎日数が20日以上であること

以上3つの条件にすべてあてはまる場合のみ随時改定を行います。

それでは随時改定の例をみてみましょう。

この場合の固定的賃金
とは、基本給や固定的
手当のことをいいます

①Eさんの場合

月末締切り翌15日支払いで、基本給164,000円のところ、1月から176,000円になった場合

従前の標準報酬月額が160,000円で、健保15級厚年12級

2月は28日間 176,000円

3月は31日間 176,000円

4月は30日間 176,000円

計528,000円 ÷ 3 = 176,000円



2等級の差

月額表をみる



健保17級・厚年14級 180,000円

変更により5月改定となり、6月支給の給与から控除します。

②Fさんの場合

月末締切り、翌月15日支払いで、基本給164,000円のところ、1月から176,000円となったが1月4日～18日の15日間欠勤した場合

従前の標準報酬月額は160,000円で健保15級、厚年12級

2月は16日間 90,840円

3月は31日間 176,000円

4月は30日間 176,000円

随時改定に該当しない

支払基礎日数が3か月間とも20日以上になったときのみ随時改定は行われます。

③Gさんの場合

20日締切り当日末未払いで、基本給164,000円のところ、1月から176,000円となった場合

従前の標準報酬月額は160,000円で健保15級、厚年12級

1月は31日間 176,000円

2月は28日間 176,000円

3月は31日間 176,000円

計528,000円 ÷ 3 = 176,000円



月額表をみる



健保17級、厚年14級

2等級の差

よって4月改定となり4月末給与より保険料を控除します。

①のEさんと同じ条件だが、給与の支払い日が違うことに注意
算定はあくまでも支払った月で行う

その他の注意点

随時改定と定時改定の算定する月が同じになった場合は、随時改定を優先します。

(10) 健康保険の給付の内容

※ 療養の給付

被保険者本人が病気やけがをしたときには、健康保険を取り扱っている病院や診療所に行って被保険者証を提出すれば、その病状に応じて、

- ①診察
- ②薬剤または治療材料の支給
- ③処置・手術その他の治療
- ④入院
- ⑤看護
- ⑥移送

などの必要な医療を受けることができます。

かかった費用の10%の
自己負担を行う

※ 療養費および家族療養費

一般には健康保険は被保険者証を提出して診察を受けることが原則となっていますが、やむを得ない理由で療養の給付を受けられない場合は、被保険者が一時かかった費用を支払っておき、事後に保険者から払い戻しを受けることができます。これを療養費の支払といいます。

次のような場合に適用されます。

a. 療養の給付をするのが困難なとき

- ・保険医療機関がなかった場合
- ・事業主が取得届けを怠った場合
- ・伝染病で隔離された場合
- ・コルセットなどの治療用装具の代金
- ・手術の際の輸血用の生血液代金

外国での病気がこれに
相当することがあります

b. 保険者がやむを得ないと認めたとき

また、家族（被保険者の被扶養者として届け出している者）も、疾病にかかった場合に被保険者証を提出して診察等を受けることができるようになっています。これを家族療養費といいます。「家族療養の給付」といってよい性格のものです。

急病で行った病院が保
険医療機関でなかった
場合など
通院時は30%の自己負
担、入院時は20%の自
己負担となります

※ 高額療養費

医療費が高額になった場合、一定限度額を超えた医療費の自己負担分を、被保険者からの請求により、保険者が払い戻す制度です。

長期間、高額な医療費がかかる病気（特定疾病）の人の限度額は1か月1万円です。

その他、高額療養費が支給されるまでのつなぎとして、無利子の融資制度が社会保険協会を窓口として、実施されています。

自己負担金の限度額
本人家族共に
1か月60,000円
低所得世帯
1か月33,600円
(1992年1月現在)

※ 疾病手当金

業務外の疾病により、会社などを欠勤した場合、出勤日数に応じて給料が減額されたときのために、以下の要件にあてはまると生計費を補うものとして疾病手当金があります。

- ① 療養のためであること
- ② 労務不能であること
- ③ 初めて労務不能となった日から数えて3日間の連続した待機の期間があること

なお、疾病手当金の額は、待機したあとの療養のための労務不能の日の1日あたり

- ① 標準報酬の日額の60%
- ② 被扶養者のない人の場合は標準報酬日額の40%

となっています。

支払期間は同一の疾病につき1年6カ月です。

病欠中の給料が傷病手当金より多い場合は停止される

※ 分娩費および配偶者分娩費

妊娠4か月以上の被保険者が分娩したときは、その人の標準報酬月額半額に該当する金額が支給されます。

被扶養者として届けてある配偶者が分娩したときは、20万円が配偶者分娩費として支給されることになっています。

これらは、生産、死産、流産の別を問いませんし、胎児の数だけ支給されます。

その額が20万円に満たないときは20万円

双子の場合は倍となる

※ 育児手当金および配偶者育児手当金

被保険者あるいは被扶養者である配偶者が分娩した子を、引き続き自分の手で育てるときに支給される手当金はどちらも2,000円となっています。

※ 出産手当金

女子の被保険者が出産のために休業して、その間給料の支払いが受けられないときに、産前42日（多児妊娠の場合は70日）産後56日の範囲内で支給されます。

金額は、傷病手当金と同じですが、待機は必要ありません。

出産手当金は実際に休んで給料の支給がなければ受けることができる

※ 埋葬料（費）および家族埋葬料

被保険者が死亡したときに、被保険者と生計維持関係にあった人に支給されます。

金額は、標準報酬月額1か月分で、最低は10万円です。

家族埋葬料は一律10万円とされています。

埋葬費とは、被保険者に身寄りがなく、生計維持関係が全くない人が葬儀を行った場合に実際に埋葬に要した費用で標準報酬月額の範囲内

※ 特定療養費

一般の保険医療機関で、被保険者が同意して特別の病室に入った場合や、歯の基礎治療として金合金または白金合金などを使って治療した場合は、特定療養費として給付されます。

また、大学病院など「高度な医療を提供するもの」として都道府県知事の承認を受けた医療機関で、癌や白内障などについて、高度技術を用いた診療を受けたときも、一般の診療や薬剤、入院などについては特定医療費の対象になります。

2. 厚生年金保険

(1) 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者の老齢・障害・死亡などについて保険給付を行い、その労働者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

昭和61年4月1日より、年金制度が大きく変わりました。

新しい年金制度は、一定の条件を満たしたものに対して、国民年金から国民共通の基礎年金を支給し、厚生年金保険の被保険者に対しては基礎年金に上乗せして、厚生年金保険から報酬比例の年金を支給するというものです。

国民年金は、すべての国民に共通する給付として、次の3種類の基礎年金を支給します。

- ①老齢基礎年金
- ②障害基礎年金
- ③遺族基礎年金

厚生年金保険は、次の3種類の年金を基礎年金に上乗せして支給します。

- ①老齢厚生年金
- ②障害厚生年金
- ③遺族厚生年金

これにより、従来、国民年金の被保険者とされなかった厚生年金保険の被保険者や、任意加入対象者だった厚生年金保険の被保険者の配偶者などが国民年金に加入することになりました。

(2) 国民年金の被保険者

すべての国民が国民年金の加入者となったことで、国民年金の被保険者の種類が次のように分類されます。

- 第1号被保険者 商工業・農業など個人の自営業者で厚生年金保険や共済組合に加入できない20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある人
- 第2号被保険者 厚生年金保険(船員保険を含む)の被保険者および共済組合員
- 第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養の配偶者
- 第3号被保険者となるための基準は、原則として、年収100万円未満である人で、第2号である夫の年収の2分の1未満であること。
- 例として厚生年金被保険者収入が240万円の場合
100万円未満である(障害者は100万円)

配偶者の収入98万円

厚生年金被保険者の収入

2分の1 120万円
(未満)

240万円

外国に在住する人は任意加入もできる

第3号被保険者も20歳以上60歳未満に限られる。

65歳になっても老齢基礎年金の資格期間(給付の項で説明)を満たしていない場合は満たすまで任意加入できる。

(3) 厚生年金保険の被保険者

- a. 適用事業所に使用される65歳未満の者
- b. いままで厚生年金保険の被保険者期間が10年以上ある人が退職したときに、老齢年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていない場合、その資格期間を満たすまで、退職後も個人で厚生年金に加入することができましたが、この制度は一定の経過措置をもって廃止されます。

(4) 厚生年金保険の主な給付

a. 年をとった時の年金

①. 老齢基礎年金(国民年金から支給)

老齢基礎年金は、厚生年金保険など公的年金制度の加入期間が25年以上ある人が65歳になったときから支給されます。

年金額は20歳から60歳までの40年を保険料納付したと考え、702,000円になります。

(ただし国民年金制度が発足した昭和36年4月1日に20歳以上だった人は60歳になるまでに40年間の加入期間がありませんので、次の誕生日の人は加入可能期間全て保険料納付していれば満額支給されます)

(大正15年4月2日～昭和16年4月1日)

40年に満たないときの計算方式は次のとおりです。

$$702,000 \text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \div 3}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

生年月日等により短縮する特例あり

702,000円は1991年の年金物価スライド率が毎年3月発表されその率を年々乗じていき年金額を出す

※昭和61年4月1日から年金制度が大幅に変わり基礎部分を国民保険で、厚生年金の被保険者は、それに上乗せして、報酬比例の年金を支給される。

②. 老齢厚生年金（厚生年金保険から支給）

老齢基礎年金を受けることができる人で、厚生年金保険の被保険者期間が1か月であれば、その人の老齢年金に上乘せする形で65歳から老齢厚生年金が支給されます。

年金額は、在職中の報酬額に比例して計算した額に加給年金額を加えた額となります。

報酬比例の計算式は次のとおりです。

平均標準月額 × (1%～0.75%) × 被保険者期間の月数

() 内の乗率は生年月日によって違います。

別表1 平均標準報酬月額にける生年月日別乗率

生 年 月 日	乗 率
昭和2年4月1日以前	1,000分の10
昭和3年4月1日以前	1,000分の9.86
昭和4年4月1日以前	1,000分の9.72
昭和5年4月1日以前	1,000分の9.58
昭和6年4月1日以前	1,000分の9.44
昭和7年4月1日以前	1,000分の9.31
昭和8年4月1日以前	1,000分の9.17
昭和9年4月1日以前	1,000分の9.04
昭和10年4月1日以前	1,000分の8.91
昭和11年4月1日以前	1,000分の8.79
昭和12年4月1日以前	1,000分の8.66
昭和13年4月1日以前	1,000分の8.54
昭和14年4月1日以前	1,000分の8.41
昭和15年4月1日以前	1,000分の8.29
昭和16年4月1日以前	1,000分の8.18
昭和17年4月1日以前	1,000分の8.06
昭和18年4月1日以前	1,000分の7.94
昭和19年4月1日以前	1,000分の7.83
昭和20年4月1日以前	1,000分の7.72
昭和21年4月1日以前	1,000分の7.61

以上の乗率をかけて計算した額に当分の間、次の額が経過的に加算されます。
経過的に加算されるとき

※生年月日に応じた定額単価(2,603円～1,388円)に被保険者期間の月数(420月限度)を乗じて得た額から、厚生年金保険の被保険者期間にかかる老齢基礎年金を引いた額

定額単価表
別表2

※加給年金額（厚生年金保険被保険者期間が20年以上ある場合）

配偶者（65歳になるまで）は192,000円を、また18歳未満の子または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子がある場合は1人目および2人目については各192,000円、3人目以降1人増すごとに64,000円

192,000円は平成元年度の価格で、これは法律の改正で変わることがある。

配偶者への振替加算

別表3

別表2

特別支給の老齢厚生年金の生年月日別定額単価

生 年 月 日	定 額 単 価	参 考
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	1,388円 × 1.875	2,603円
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	〃 × 1.817	2,522円
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	〃 × 1.761	2,444円
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	〃 × 1.707	2,369円
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	〃 × 1.654	2,296円
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	〃 × 1.603	2,225円
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	〃 × 1.553	2,156円
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	〃 × 1.505	2,089円
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	〃 × 1.458	2,024円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃 × 1.413	1,961円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃 × 1.369	1,900円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃 × 1.327	1,842円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃 × 1.286	1,785円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃 × 1.246	1,729円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃 × 1.208	1,677円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃 × 1.170	1,624円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃 × 1.134	1,574円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃 × 1.099	1,525円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃 × 1.065	1,478円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃 × 1.032	1,432円
昭和21年4月2日～	1,388円 × 1.875	1,388円

1,388円は平成元年度の単価である。今後、法律の改正等で変わることがある。参考欄には1円未満を四捨五入した金額を示した。

別表3

配偶者の老齢基礎年金への振替加算

生 年 月 日	昭和61年4月1日現在の年齢	加算単価及生年月日別乗率
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	(59歳)	192,000円＝単価
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	(58歳)	単価×0.973
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	(57歳)	〃 ×0.947
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	(56歳)	〃 ×0.920
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	(55歳)	〃 ×0.893
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	(54歳)	〃 ×0.867
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	(53歳)	〃 ×0.840
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	(52歳)	〃 ×0.813
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	(51歳)	〃 ×0.787
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	(50歳)	〃 ×0.760
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	(49歳)	〃 ×0.733
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	(48歳)	〃 ×0.707
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	(47歳)	〃 ×0.680
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	(46歳)	〃 ×0.653
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	(45歳)	〃 ×0.627
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	(44歳)	〃 ×0.600
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	(43歳)	〃 ×0.573
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	(42歳)	〃 ×0.547
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	(41歳)	〃 ×0.520
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	(40歳)	〃 ×0.493
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	(39歳)	〃 ×0.467
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	(38歳)	〃 ×0.440
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	(37歳)	〃 ×0.413
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	(36歳)	〃 ×0.387
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	(35歳)	〃 ×0.360
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	(34歳)	〃 ×0.333
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	(33歳)	〃 ×0.307
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	(32歳)	〃 ×0.280
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	(31歳)	〃 ×0.253
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	(30歳)	〃 ×0.227
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	(29歳)	〃 ×0.200
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	(28歳)	〃 ×0.173
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	(27歳)	〃 ×0.147
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	(26歳)	〃 ×0.120
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	(25歳)	〃 ×0.093
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	(24歳)	〃 ×0.067
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	(23歳)	〃 ×0.067
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	(22歳)	〃 ×0.067
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	(21歳)	〃 ×0.067
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	(20歳)	〃 ×0.067

加算単価は、平成元年度価格による。単価は法律の改正等で変わることがある。

b. 障害者になったときの年金等

① 障害者基礎年金（国民年金から支給）

障害基礎年金は定額です。

1級は832,500円、2級は666,000円です。障害基礎年金は、国民年金加入中に病気や怪我をして初診の日から1年6か月経過した日（それまでに治った場合は治った日）に一定の障害の状態になった人に支給されます。初診の日前の加入期間の3分の2以上が、保険料納付済期間であるか、保険料免除期間であることが必要です。

障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子または20歳未満の1・2級の障害の状態にある子があるときは、次の額が加算されます。

1人目および2人目それぞれ192,000円、3人目以降1人につき64,000円

② 障害厚生年金および障害手当金（厚生年金保険から支給）

1・2級の障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気や怪我で、障害基礎年金を受けられるほどの障害になったとき障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）が支給され、政令で定める程度の障害の状態にあるときは障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金は、次のように計算します。

1級 平均報酬月額×0.75％×被保険者の月数×1.25＋加給年金額

2級 平均報酬月額×0.75％×被保険者の月数＋加給年金額

3級 平均報酬月額×0.75％×被保険者の月数

3級の障害厚生年金の年金額が499,500円に満たないときは、499,500円の最低額が保障されます。

障害手当金は次のように計算します

平均報酬月額×0.75％×被保険者の月数×2.0

また、障害手当金の額も999,900円に満たないときは934,200円の最低額が保証されます。

初診日が平成8年4月1日前の場合は初診日前1年間に保険料の滞納がなければ支給される。

加給年金額は、その人によって生計を維持されていた65歳未満の配偶者があるときに年額192,000円支給となる。

すべて被保険者期間が300月に満たないときは300月として計算する。

c. 遺族になったときの年金

① 遺族基礎年金（国民年金から支給）

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

受給資格期間は原則として、死亡した人の保険料納付期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

区 分	基 本 額	子 の 加 算 額	合 計 年 額
子が1人いる妻	681,300 円	196,400 円	877,700 円
子が2人いる妻	681,300 円	392,800 円	1,074,100 円
子が3人いる妻	681,300 円	458,300 円	1,139,600 円

平成2年度支給額

子については18歳未満であること

子3人目からは1につき65,500円を加算する

② 遺族厚生年金（厚生年金保険から支給）

遺族厚生年金は次のいずれかに該当するとき、死亡した人の遺族に支給されます。

- i 厚生年金保険の被保険者期間中の死亡
- ii 厚生年金保険の被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日がある疾病で初診日から5年以内に死亡したとき
- iii 1級または2級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- iv 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていた人が死亡したとき

i または ii の場合は、遺族基礎年金と同様、国民年金の加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間が必要である。

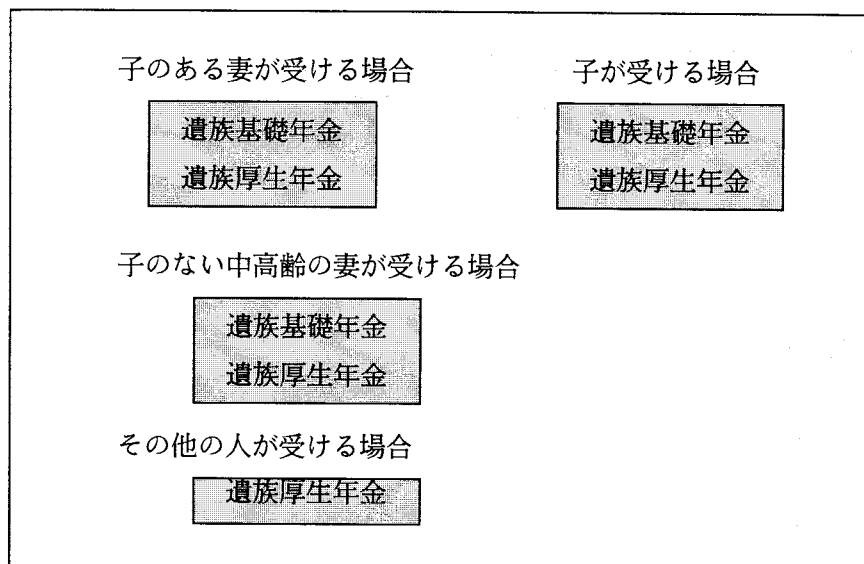
遺族基礎年金と遺族厚生年金が両方受けられる遺族

- i 子のある妻
(18歳未満または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)
- ii 子
(18歳未満または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)

遺族厚生年金のみ受けられる遺族

- i 子のいない妻
(18歳未満または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)
- ii 55歳以上の夫、父母、祖父母
- iii 18歳未満の孫または20歳未満で1・2級の障害の状態にある孫

夫、父母、祖父母については60歳から支給開始



(5) 労働保険の給付

a. 労災保険の給付

業務上や通勤途上の傷病について、健康保険は使えません。業務上の災害に関する給付と通勤災害に関する給与は労災保険からなされます。

納付の内容は次のとおりです。

- ① 療養補償給付・療養給付
- ② 休業補償給付・休業給付
- ③ 障害補償給付・障害給付
- ④ 遺族補償給付・遺族給付
- ⑤ 葬祭料・葬祭給付
- ⑥ 傷病補償年金・傷病年金

業務上災害には〇〇補償というように補償の2字が入っている。

の順に説明しましょう。

1. 療養補償給付・療養給付

a 給付条件

労働者が業務上の理由で病気・けがなどをした場合は労災保険で無料で診察が受けられます。

b 給付内容

労働者が直接、労災病院・指定病院等で治療を受ける方法と、指定されていない一般の病院・診療所で自費で治療を受け、あとで費用を請求する方法がありますが、原則としては、労災保険指定医療機関で治療を受けることになっています。

給付の内容の範囲は診療・薬剤・治療材料の支給処置手術・その他の治療・入院・看護・移送の費用等です。

c 給付期間

負傷または疾病が治るまで行われます。ただし、1年6か月を過ぎても治らない場合においては、傷病補償年金に切り替えられます。(6で説明します)

d 納付の手続き

業務災害の場合は「療養補償給付たる療養の費用の請求書」に、通勤上災害の場合は「療養給付たる費用の請求書」に、所要の事項を記入し医師等の証明を受けて所轄労働基準監督署に提出します。

2. 休業補償給付・休業給付

a. 給付条件

次の4つの条件を備えている場合に支給されます。

- ① 業務上の病気・けがのため治療している
- ② その療養のため労働ができない
- ③ 賃金を受けていない
- ④ 4日以上仕事を休んでいる

b. 給付内容

休業4日目から休業1日につき、給付基礎日額（通常は労働基準法上の平均賃金の額）の60%相当額が支払われます。

平均賃金とは、休む日前3か月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った1日当たりの賃金額をいいます。

c. 納付期間・給付手続

1の療養補償給付の場合と同じです。

4日目から支給される。
3日間は事業主が休業補償を行うことになっている。

他に特別支給金が20%
併せて支給される

3. 障害補償給付・障害給付

a. 給付条件

業務上の災害でかかった病気・けがが治っても、身体に障害が残った場合に支給されます。

b. 給付内容

障害の程度に応じて14段階に分けて、年金または一時金が支払われます。

1級から7級までは年金
8級から14級までが一時金となる

4. 遺族補償給付・遺族給付

a. 給付条件

業務災害または通勤災害によって死亡した労働者の遺族に支給されます。

b. 納付内容

① 遺族補償年金または遺族年金

労働者が死亡した当時、その収入によって生計が維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹に支給されます。

そのうちの最先順位の
ものに支給される

② 遺族補償一時金または遺族一時金

年金を受けとる遺族がいないとき、または年金を受けとっていた遺族が死亡などで権利をなくしたとき、またすでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000円分に満たない場合に限り支給されます。

5. 葬祭料・葬祭給付

労働者が業務災害で死亡した場合は葬祭料が、通勤災害で死亡した場合は葬祭給付が、死亡した人の葬儀を行う人に支給されます。

6. 傷病補償年金・傷病年金

業務災害または通勤災害により傷病にかかった労働者が、その傷病の療養を開始したあと1年6月経過した日において、次のいずれにも該当するとき傷病補償年金・傷病年金が支給されます。

なお、支給期間は下記の状態が続いている間です。

- ① 傷病が治っていないこと
- ② 傷病による障害の程度が労働省令で定める傷病等級に該当すること

特別支給金

労災保険では給付の他に、業務災害の予防や災害にあった労働者およびその遺族の福祉などを目的とした「労働福祉事業」を行っています。この「労働福祉事業」の1つとして、次のような特別支給金の支給が行われています。

a. 休業特別支給金

療養のための休業4日目から、1日につき給付基礎日額の20%相当

b. 障害特別支給金

障害の程度に応じ342万円～8万円

c. 遺族特別支給金

死亡した労働者の遺族に300万円

d. 傷病特別支給金

3. 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合、必要な給付を行い失業中の労働者の生活を守ることと、再就職の促進を図ることを大きな目的としています。

(1) 雇用保険の計算方法

雇用保険料は、事業主が支払う賃金に基づいて、次の要領で算定します。

a. 総支給額が88,000円以上、465,000円未満の場合



一般保険料額表の等級の額

b. 総支給額が88,000円未満、465,000円以上の場合



給与総額に規定の保険料率の被保険負担率を掛けた額

※賃金とは「賃金、給料、手当給与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」と雇用保険法で定められている

※賃金に解されるもの、解されないものの例示資料集に搭載。

※一般保険料額表は、所轄の職業安定所で入手する。資料集に平成年度版を掲載。

c. 4月1日に満64才に達している場合



雇用保険料の免除

《雇用保険料率》

雇用保険料率は、業種で区分されます。多くは、1000分の12.5ですが、「特掲事業」といった1000分の14.5、1000分の15.5の場合もあり、労使の負担割合は次のとおりです。

a. 農林水産、清酒製造の事業は1000分の14.5

事業主負担分 1000分の9.0

被保険者負担分 1000分の5.5

ただし、牛馬の酪農、養鶏、養豚、園芸サービス、内水面養殖の事業は、1000分の12.5で労使の負担割合はC.と同様。

b. 建設の事業は、1000分の15.5

事業主負担分 1000分の10.0

被保険者負担分 1000分の5.5

c. a、b以外の事業は、1000分の12.5

事業主負担分 1000分の8.0

被保険者負担分 1000分の4.5

(2) 雇用保険の給付

雇用保険の失業給付は、次の2つに大別されます。

① 求職者給付 失業者の安定と求職活動の援助

② 就職促進給付 再就職の援助・促進

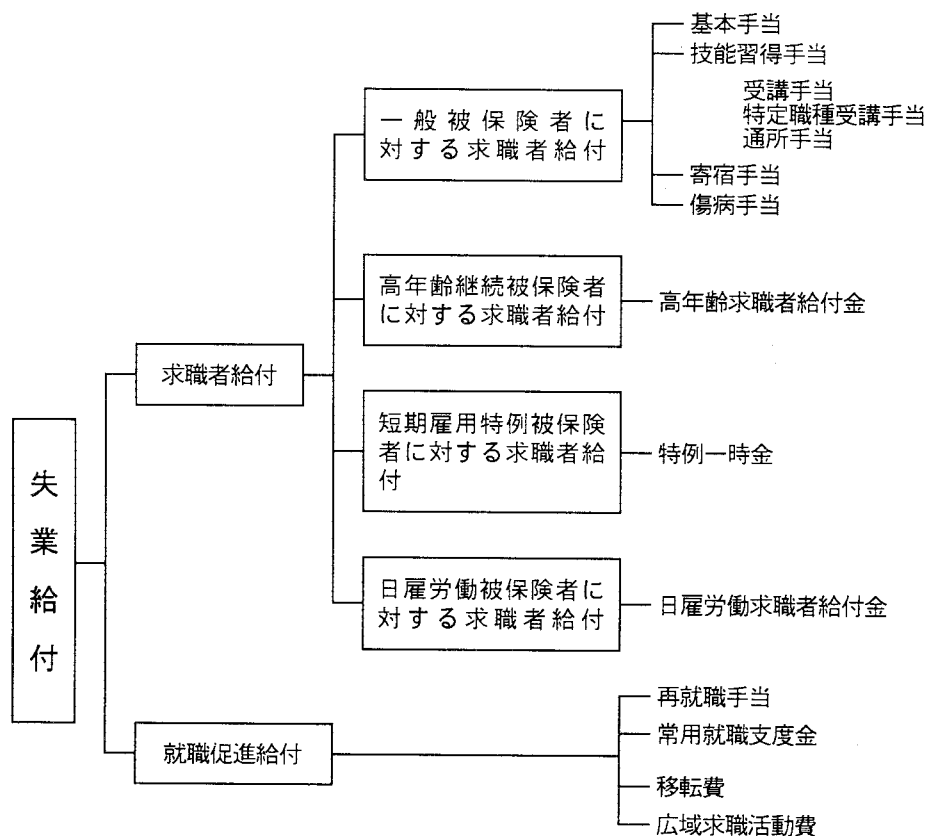
この大別された2つの給付も、またさらに、それぞれいくつかの給付の種類があり次のようになります。

※被保険者負担率が
 $\frac{14.5}{1000}$ の事業は料額表
のA欄、 $\frac{16.5}{1000}$ と $\frac{17.5}{1000}$

の事業はB欄の額

※端数は円未満切捨て

(1992年4月1日現在)



(3) 一般被保険者に対する求職者給付の基本手当

ここでは、失業したときに受給する代表的な基本手当について、簡単に説明します。

a. 基本手当の受給要件

一般被保険者が失業した場合、基本手当が支給されますが、それには離職の日以前1年間に被保険者期間が、通算して6ヶ月以上あることが必要です。

また、給付を受ける場合、ただ単に離職をしているというだけではなく、就職しようとする努力をしているにもかかわらず、就職することができない状態にあることが、大原則となります。

b. 基本手当の受給期間

基本手当の受給を受けることのできる期間は、原則として離職日の翌日から1年間になっています。

ただし、次の場合に所轄の職業安定所長に申し出ることにより、受給できる期間が延長されます。

※被保険者期間とは、離職日からさかのぼって1カ月ごとに区切った各期間のことで、14日以上賃金支払基礎日数のある月を1カ月として計算する

→これを「受給期間の延長」という。

- ① 離職日の翌日から1年間に、妊娠、出産、育児等により引き続き職業に就くことができない場合。



最大限4年間延長可能

- ② 55才以上の定年等により退職した者が、一定期間求職申し込みをしない場合



最大限2年間延長可能